

町田市鶴川緑の交流館条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市鶴川緑の交流館条例

(設置)

第1条 市民の芸術文化の創造活動及び地域的な共同活動その他の市民活動の推進を図り、もって魅力ある地域社会づくりに寄与するため、町田市鶴川緑の交流館（以下「交流館」という。）を町田市能ヶ谷一丁目2番1号に設置する。

(施設)

第2条 交流館には、次に掲げる施設を設ける。

(1) ホール等

(2) 町田市立鶴川駅前図書館

(ホール等における事業)

第3条 ホール等は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) ホール等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。

(2) 市民の芸術文化の向上に資すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

(ホール等の施設)

第4条 ホール等には、次に掲げる施設を設ける。

(1) ホール

(2) 活動諸室

ア 練習室

イ 多目的室

ウ 会議室

エ エクササイズルーム

(指定管理者による管理)

第5条 ホール等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

る。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）第3条に規定する事業の実施に関すること。
- （2）ホール等の利用の承認等に関すること。
- （3）ホール等の維持管理に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が指定する業務

（指定管理者の指定等）

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、ホール等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるものを指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- （1）これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。
- （2）前条の業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。
- （3）前条の業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

（個人情報の保護）

第8条 指定管理者は、第6条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関し報告しないとき。
- (2) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
- (3) 第7条第3項に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められるとき。

(開場時間)

第10条 ホール等の開場時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。ただし、指定管理者が開場時間を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

(休場日)

第11条 ホール等の休場日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月の第1月曜日及び第3月曜日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。ただし、指定管理者が休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。

(利用の手続等)

第12条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けな

ければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をするに当たっては、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) ホール等の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく町田市規則（以下「規則」という。）に違反したとき。

(2) 前条第2項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

(利用料金)

第14条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の承認を受けた時に支払わなければならない。ただし、規則で定める場合は、当該承認の日後に支払うことができる。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別な設備等の禁止)

第17条 利用者は、特別な設備を施し、又は特別な器具等を使用してはならない。
ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(入場の制限)

第18条 指定管理者は、ホール等の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 他の入場者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、ホール等の管理上支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第13条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(町田市立鶴川駅前図書館)

第20条 第2条第2号の町田市立鶴川駅前図書館の設置及び運営については、町田市立図書館設置条例（昭和33年10月町田市条例第49号）の定めるところによる。

(販売行為等の禁止)

第21条 何人も、交流館及びその敷地内において、物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長又は指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 2 2 条 交流館の施設、設備等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第 2 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1号及び第3条から第19条までの規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第2条第2号及び第20条の規定 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にされたホール等の管理業務を行わせるものを選定する手続は、この条例第7条の規定によりなされたものとみなす。

別表 (第14条関係)

1 ホール等の利用料金

施 設		単 位	利 用 料 金	
ホ ー ル		1 時 間 に つき	月 曜 日 から 金 曜 日 ま で (休 日 を 除 く 。)	3 , 2 0 0 円
			土 曜 日 、 日 曜 日 及 び 休 日	4 , 2 0 0 円
活 動 諸 室	練 習 室	1 時 間 に	3 5 0 円	

		つき	
	多目的室	1 時間につき	1 , 9 0 0 円
	会議室	1 時間につき	1 , 3 0 0 円
	エクササイズルーム	1 時間につき	1 , 3 0 0 円

備考

- 1 利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 指定管理者が管理上支障がないと認める場合は、第10条第1項に規定する開場時間以外の時間に利用することができる。この場合における利用料金は、当該利用料金に100分の20を乗じて得た額を加算する。
- 3 ホール又は多目的室を利用し、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、利用料金に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 入場料等の最高額が1人当たり2,000円を超え3,000円以下であるときは、100分の50
 - (2) 入場料等の最高額が1人当たり3,000円を超え5,000円以下であるときは、100分の70
 - (3) 入場料等の最高額が1人当たり5,000円を超えるときは、100分の100

2 附属設備の利用料金

施設	種別	単位	利用料金
ホール	楽屋設備	1 時間につき	1 , 2 0 0 円
	舞台設備	1 時間につき	2 , 6 0 0 円

活 動 諸 室		照明設備	1 時間につき	5, 4 0 0 円
		音響設備	1 時間につき	1, 0 0 0 円
		映写設備	1 時間につき	1, 6 0 0 円
	練習室	舞台設備	1 時間につき	3 5 0 円
		音響設備	1 時間につき	4 6 0 円
	多目的室	舞台設備	1 時間につき	2, 6 0 0 円
		照明設備	1 時間につき	5, 4 0 0 円
		音響設備	1 時間につき	4 6 0 円
		映写設備	1 時間につき	1, 6 0 0 円
	会議室	舞台設備	1 時間につき	3 5 0 円
		音響設備	1 時間につき	4 6 0 円
		映写設備	1 時間につき	4 6 0 円
	エクササイズ ーム	舞台設備	1 時間につき	8 0 0 円
		音響設備	1 時間につき	4 6 0 円